

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

当社は、「お客さま第一」を基本理念とし、「イオンモールは、地域とともに「暮らしの未来」をつくるLife Design Developerです。」を経営理念としています。

「Life Design」とは、商業施設の枠組みを越えて、地域のお客さまのライフステージを見据えたさまざまな機能拡充を行い、ショッピングだけでなく、人との出会いや文化育成なども含めた「暮らしの未来」をデザインすることと定義しています。

当社は、小売業出身のディベロッパーの強みをさらに強化するとともに、ローカリゼーションの視点を持ち、地域ごとに個性あるモールづくりを国内外で推し進めることにより、人々のライフスタイルの向上と地域の経済・文化の発展に貢献することを指針としています。これらを実現するためには、コーポレートガバナンスが経営の最重要事項のひとつと認識し、継続的にコーポレートガバナンスを強化します。

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

1. 株主の権利、権利行使に係る環境整備・平等性を確保し、株主との適切な協働を進め、持続的な成長につなげます。
2. 取締役会・経営陣は、お客さま、ステークホルダーの権利・立場や事業活動における倫理を尊重する企業文化・風土の醸成、ESG・CSRへの積極的な取り組みのため、リーダーシップを発揮します。
3. 財務情報・非財務情報について、「開示方針（ディスクロージャーポリシー）」、「情報開示管理規則」を定め、適切で分かりやすい情報開示を行い、透明性・公平性を確保します。
4. 取締役会は、小売業に精通した取締役を中心に構成し、小売業出身のディベロッパーの強みを強化するとともに、独立社外取締役の選任による監督体制の強化により、透明性の高い経営を実現し、長期ビジョン・中長期計画等の重要な企業戦略を定め、施策を推進します。
5. 株主との建設的な対話を通じて得られた意見や評価を経営に反映することにより、企業価値の向上に活かします。

なお、詳細に関しては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

<http://www.aeonmall.com/about/index.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式について、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを目的として保有することを政策保有株式の保有方針とします。また、当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、議案毎に、当該企業の中長期的な企業価値の向上につながるか、当社の企業価値を毀損することがないかを確認し、総合的に賛否を判断することを議決権行使の基準とします。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、当社及び株主共同の利益を害することがないよう、以下の体制を整備しています。

- (1) 取締役による競業取引及び当社と取締役との間の利益相反取引については、取引の相当性に関する専門家の意見を得た上で、取締役会に付議することにより、当該取引が当社及び株主共同の利益を害するものでないかを慎重に精査します。また、当該取引に利害関係を有する取締役を特別利害関係人として除外した上で決議するなどして手続の公正性を確保します。
- (2) 当社が関連当事者と取引を行う場合は、「関連当事者取引管理規則」に則って、関連当事者以外の企業等との取引事例を参考にするなどして、取引条件の客観性を確保します。また、「権限規則」に従って取引の重要性や性質に応じて、取締役会に付議されるものは取締役会において、独立役員及び監査役に対し、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の相当性について意見を求めた上で審議します。それ以外のものも同規則に従って、取引の合理性、相当性に関する精査を行った上で判断します。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 当社は、中期経営計画（2017年度から2019年度）を策定し、持続的な成長と高い収益性を兼ね備えた強靱な企業体質の構築に取り組み、アジアNo.1のディベロッパーをめざしています。具体的には、1. アジアにおける成長機会の獲得、2. 新たな国内需要の発掘、3. 圧倒的な地域No.1モールへの進化、4. 都市部における成長機会の獲得、5. 成長を支えるファイナンスミックスと組織体制構築を「イオンモールの成長戦略」と定め、ビジネスモデルの革新に邁進しています。

経営理念、経営ビジョン、中期経営計画等の詳細に関しては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

<http://www.aeonmall.com/about/index.html>

(2) 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しています。

また、基本方針は、イオン株式会社「コーポレートガバナンス基本方針」において、当社を含めたイオングループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢を記載しています。

(3) 当社は、取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案の上、取締役会の決議により決定します。

また、監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定します。

(4) 取締役候補の指名については、以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、社外取締役の意見を聴取した上で株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しています。

(取締役候補の指名基準)

- ・心身ともに健康であること
- ・取締役にふさわしい人格、倫理観を有していること
- ・高い経営的知識と客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ・取締役の職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
- ・海外への事業拡大を実現させるに足る、グローバルな視点・考え方を持っていること
- ・その他、上場会社として経営の健全化と透明性の向上を図るコーポレートガバナンス構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること

監査役候補の指名については、以下の基準に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しています。

(監査役候補の指名基準)

- ・心身ともに健康であること
- ・常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動できること
- ・経営的知識と客観的判断能力を有すること
- ・経営全般の見地から経営課題を認識することができること
- ・監査役職務執行に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと
- ・財務及び会計に関する相当程度の知見、または得意とする専門分野における能力・知識・経験を有していること

(5) 取締役、監査役候補の指名を行う際の個々の選定理由については、株主総会参考書類に開示します。

第106期(2017年2月期)より、社内取締役候補の個々の選定理由についても、株主総会参考書類に開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1. 取締役会の役割・責務】

当社は取締役会に付議すべき内容は、法令等も踏まえて「取締役会規則」で明確に定めています。また、当社取締役の業務執行については、「職制管理規則」、「業務分掌規則」、「権限規則」、「決裁伺い規則」により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確にしたうえで、執行責任、執行手続の詳細について定めています。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定ができるよう、定款に基づき20名以内の員数とし、現在、そのうち2名を独立性の高い社外取締役に構成しています。社外取締役については、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った経営経験者、専門家等から選任しています。

また、独立社外役員には、当社の経営に関して、以下の視点・観点からの評価・助言を求めています。

1. お客さま、株主の視点、2. 短期的な成果にとどまらない中長期的な観点、3. 取締役会決議の合理性・相当性の観点、4. 当社の組織風土に対する他社等の組織との比較の観点、5. 女性の役員には女性の立場からの視点。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準に則るとともに、独立役員の資格を充たす社外役員4名全員を独立役員として指定し、東京証券取引所に届出しています。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定ができるよう、定款に基づき20名以内の員数とし、現在、そのうち2名を独立性の高い社外取締役に構成しています。社内取締役においては、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と実績、決断力を有し、多様な専門性を持ったメンバーで構成しています。また、社外取締役においては、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った独立性のある多種多様な業界の経営経験者・専門家等で構成しています。さらに、ショッピングモールを開発・管理・運営する業務内容から、女性の価値観・発想は重要であり、取締役会構成メンバーに女性が入ること等のダイバーシティ経営を推進し、国籍・人種・性別・年齢・学歴・宗教等にかかわらず多様な人材を活用します。尚、取締役候補の指名については、代表取締役社長が提案し、社外取締役の意見を聴取した上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しています。

【補充原則4 - 11 - 2. 取締役の兼任状況】

当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けることができるよう、取締役・監査役の必要と考える員数を定款で定めています。

取締役と監査役の兼任については、指名にあたって、他の上場企業やそれに準じる会社・団体等における役員兼任状況を把握し、当社取締役会・監査役会への出席や職務の遂行に合理的な範囲であることを確認し、取締役会で審議して取締役候補・監査役候補として選定しています。当社役員に就任後は、取締役会での適確な発言により活発な審議と迅速な意思決定に貢献しているかを確認します。また、兼任状況については、「定時株主総会招集ご通知」「有価証券報告書」等に開示しています。

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、2016年度から取締役会実効性評価を実施しました。初年度はコーポレートガバナンス・コードの各原則も踏まえ、様々な角度から現状を正しく認識し、課題を把握することに重点をおき、各取締役及び各監査役がアンケートに回答する方式で行いました。回答結果の集計・分析においては外部機関も活用し、かつ、社外役員による意見交換、社内取締役による検討会を経て、7月の取締役会でその課題と改善策について審議しました。その結果の概要は以下の通りです。

取締役会の特徴、強みとして、コーポレートガバナンス・コード等を踏まえた取締役会の運営改善に向けたPDCAが図られていることや、各役員が取締役会において改善すべき点を適切に認識しており、高い意欲を持って改善に取り組もうという姿勢が表れているという評価を得ました。一方で、当社の取締役会はどうあるべきかの議論の必要性、取締役会としての監督機能のさらなる向上、経営理念等を踏まえた議論や中長期的な視点に立った議論の深化等、今後注力すべき点としていくつかの有益な意見を得ることが出来ました。

今回の評価結果を踏まえ、取締役会の機能向上のための改善策を着実に実践していくとともに、今後も取締役会実効性評価を継続的に実施することで、取締役会としての課題を把握し、改善のためのPDCAを回し、取締役会全体としての実効性を高めていきます。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役に対するトレーニング方針】

当社は、取締役・監査役に対して、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力開発や、コンプライアンス、ガバナンスの知識向上のため、新任役員セミナーやトップセミナーをはじめとした経営幹部対象のトレーニングの機会を提供します。

社外取締役・社外監査役に対して、就任時に、店舗見学をはじめ、当社が属する業界、当社グループ及びイオングループの歴史、事業概要・財務情報・戦略、組織等について必要な情報取得のための研修を行います。就任後については、特に当社政策の柱である海外戦略の理解を深めることを目的に、毎年1回以上、海外視察を実施します。

【原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、管理担当役員をIR担当役員、経営企画部を株主との対話の窓口とし、相互に連携を図りながらIR活動に取り組んでいます。
 当社は、株主・投資家との建設的な対話を重視し、当社の経営戦略等に対する理解を得るとともに、株主・投資家それぞれの立場への理解を踏まえた対応を行います。
 機関投資家に対しては、四半期ごとの決算説明会の開催及び国内外の機関投資家との個別ミーティング・電話会議の実施並びにコンファレンスへの積極的な参加を行うとともに、随時、国内外のモール視察見学会も実施しています。また、海外の機関投資家に対しては、米国・欧州・アジアにて投資家訪問を実施しています。
 個人投資家向けには、ウェブのIRサイトに個人投資家向けのコーナーを設けるとともに、定期的に証券会社を通して個人投資家説明会を実施し、ウェブや電話で意見・質問をいただいた場合には速やかに対応しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	125,515,605	55.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,978,400	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,870,000	3.02
ビ・エヌワイエムエスエーエヌバイ ノン トリ - ティ - アカウント	5,012,000	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,066,000	1.78
ジェービー モルガン チェース バンク 385174	3,063,000	1.34
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	2,476,447	1.08
ステート ストリート バンク ウェスト ペンション ファンド クライアンツ エグゼンプト 505233	2,432,166	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,428,600	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	1,849,400	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267

補足説明 更新

- 上記大株主の状況は2018年2月28日現在の状況です。
 当社の親会社は、イオン株式会社であり、当社の株式の55.18%を所有しております。
- 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、イオン株式会社(純粋持株会社)及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しております。イオン株式会社が、グループ戦略の立案、グループ経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供等を担い、グループシナジーの最大化を図る一方で、当社を含めたグループ各社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足の上を図っております。
 当社事業におきましては、グループ企業の8兆円を超える売上規模を活かし、イオンカードやイオンの電子マネー「WAON」等のイオングループインフラを活用した販促企画の展開により、集客力向上に取り組んでおります。
 当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との

協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

以上の通り、当社はグループ企業との連携およびシナジー効果の最大化をはかることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平 真美	公認会計士											
河端 政夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平 真美	○	税理士法人早川・平会計パートナー、スズデン株式会社の社外取締役、井関農機株式会社の社外監査役を兼職しております。	公認会計士・税理士として培われた会計の専門家としての見識と、他社での取締役及び監査役としての経験を活かして、当社経営への助言・監督を行っていることに加え、ダイバーシティ経営推進においても実践的な視点からアドバイスを行うなど、引き続き当社の経営に携わっていただきたく、選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等でないことから、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適格であると判断しております。

河端 政夫	○	ブレインウッズ株式会社の顧問及び一般社団法人日本英語交流連盟理事を兼職しております。	他社において、広報・IR・リスク管理業務に従事するとともに、海外数カ国において現地法人経営者として培った国際感覚や豊富な経験等から、当社の経営に関して幅広い観点から適切な助言・監督を行っており、引き続き当社の経営に携わっていただきたく、選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等でないことから、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適格であると判断しております。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は、会計監査人と必要な都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

また、内部監査部門としては、現場の各執行部門から独立した経営監査部を設け、専任者15名が各部門長と連携をとりながら、業務全般にわたる内部統制の有効性及び実効性の調査及び評価を行い、業務の円滑な運営と統制に努めております。監査役は、経営監査部と必要な都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡部 まき	他の会社の出身者			○										
市毛 由美子	弁護士													
村松 高男	その他													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡部 まき		――	イオン㈱で培った豊富な経理に関する知識と経験、イオングループ各社での監査役としての経験を、今後も当社の経営に活かしていただけると判断し、選任しております。
市毛 由美子	○	のぞみ総合法律事務所パートナー、NEC ネットエスアイ株式会社及び株式会社スシローグローバルホールディングスの社外取締役を兼職しております。	企業法務に関する弁護士としての専門知識と、他社における取締役及び監査役としての経験を有しており、法的な側面やガバナンスの側面からの意見・監督を行っており、今後も当社の経営に貢献していただきたく、選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等でないことから、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適格であると判断しております。
村松 高男	○	村松税理士事務所所長、グローブライド株式会社の社外取締役、ベステラ株式会社及びセレンディップ・コンサルティング株式会社の社外監査役を兼職しております。	長年にわたる国税局勤務で培った税務に関する豊富な専門知識と、他社での取締役及び監査役としての経験を基にした的確な助言や監督を行っており、今後も当社の経営に活かしていただきたく、選任しております。なお、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等でないことから、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の選任につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準に則るとともに、独立役員の資格を充たす社外役員4名全員を独立役員として指定し、東京証券取引所に届出しています。

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たしたものとします。

- 当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人、その他の使用人(以下「当社グループの業務執行者」という。)でなく、かつ、その就任の前10年間、当社グループの業務執行者であったことがないこと。
- 就任の前10年内のいずれかの時において、当社または当社の子会社の取締役、会計参与または監査役であったことがある者(当社グループの業務執行者であったものを除く)にあっては、当該取締役、会計参与または監査役への就任の前10年間、当社グループの業務執行者であったことがないこと。
- 以下のいずれにも該当する者でないこと。
当社の親会社及び当社の親会社の子会社等(当社及び当社の子会社を除く)の取締役、執行役、支配人、その他の使用人(以下「業務執行者等」という)
当社グループの業務執行者の配偶者または二親等内の親族
- 以下のいずれにも該当する者でないこと。
当社または当社の子会社を主要な取引先(直近事業年度の連結売上高の1%以上を基準に判定する)とする者もしくはその業務執行者等
当社または当社の子会社の主要な取引先もしくはその業務執行者等
当社または当社の子会社から、役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
- 就任の前3年間に、以下のいずれにも該当していた者でないこと。
4. に掲げる者
当社の親会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役
当社の親会社の子会社等(当社及び当社の子会社を除く)の業務執行者等
- 以下のいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族でないこと。
5. に掲げる者
当社グループの業務執行者
当社の親会社の業務執行者等または業務執行者でない取締役
当社の親会社の子会社等(当社及び当社の子会社を除く)の業務執行者等
就任の前3年間に、当社グループの業務執行者であった者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬につきましては、金銭報酬部分につき、従来の役員賞与部分を含めて業績連動報酬の割合を拡大し、取締役退職慰労金廃止とともに株式報酬型ストックオプションの導入を第96期定時株主総会(5月17日)にて決議いたしました。取締役の報酬等の額を毎事業年度に

つき年額7億円以内とし、このうち、金銭による報酬額として従来の取締役賞与分を含めて年額6億円以内、株式報酬型ストックオプション公正価値分として年額1億円以内としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

業績と株価価値との連動性をより強固なものとし、株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の方々と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としております。
年間業績に基づき年度終了後に新株予約権として付与されます。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)にて、取締役及び監査役に関しての支給人員および支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2018年2月期の役員報酬の開示状況は次の通りです。
取締役を支払った報酬 268百万円
監査役を支払った報酬 22百万円
合計 290百万円

(注)1. 上記には、無報酬の取締役1名および監査役2名(内1名は2017年5月17日開催の定時株主総会終結の時をもって退任)は含まれておりません。

2. 株主総会の決議による 取締役 金銭報酬限度額 年間600,000千円(2007年5月17日株主総会決議)
ストックオプション報酬限度額 年間100,000千円(2007年5月17日株主総会決議)
監査役 報酬限度額 年間50,000千円(2002年5月8日株主総会決議)

3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・役員賞与額57百万円(2018年2月28日現在在籍の取締役9名分であり、無支給の取締役2名及び社外取締役2名は含まれておりません)
・ストック・オプションによる報酬額34百万円(2017年5月10日現在在籍の取締役9名分であり、無支給の取締役1名及び社外取締役2名は含まれておりません)

取締役の報酬等は基本報酬と業績報酬とで構成され、株主総会にその上限を上程し、決議された報酬限度額の範囲内において、役職、業績等を勘案して決定しています。監査役の報酬等は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議を経て決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役のサポート体制としましては、総務部が補佐する体制とし、社外監査役を含め監査役を補佐する専任スタッフ2名を配置しております。取締役会の限られた時間内に有効な議論を可能とするために、取締役会の付議資料の配布と事前説明を行うとともに、随時、必要な情報の適確な提供を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
村上 教行	顧問	当社からの要請に応じて、経験及び知見に基づき助言。	非常勤 報酬有	2011/05/11	2019/3/20

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名
--	-----

その他の事項 更新

当社は、経営者としての経験に基づく経営課題に係わる助言等の提供を受けること、会社を代表して公益な活動に参加することを目的として顧問を置くことがあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

社長の諮問機関として常務取締役以上の取締役及び常勤監査役及び取締役社長の指名した者を中心メンバーとする経営会議を設置して、経営戦略機能の強化と意思決定プロセスの効率化を進めております。また、代表取締役社長を議長とする取締役会を月1回以上開催することにより、経営監督機能の強化を図っております。この他、代表取締役以下各部門長、幹部社員が参加する会議体などを通して、情報の共有化を図り、効率的な事業活動に取り組んでおります。

当社では、社外監査役を中心に監査役制度を採用しており、会計監査人・経営監査部との連携も図りながら、監査役の監査機能を十分果たせる仕組みを構築しております。各監査役は取締役会に出席する他、常勤監査役は経営会議にも常時出席しております。

当社は会計監査を監査法人トーマツに依頼しております。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次の通りです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：手塚 正彦、中村 剛、波多野 伸治
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名、その他12名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長の実現には、コーポレート・ガバナンス機能を強化し、迅速な意思決定による競争力の向上が不可欠と認識しております。

当社では、監査役制度を運用しており、監査役会は会計監査人と内部監査部門である経営監査部と都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携もとりながら、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に取り組み、約3週間前に発送できる体制を実現。2018年は、株主総会実施20日前の2018年4月27日に発送し、22日前の4月25日にWeb開示を行っています。
集中日を回避した株主総会の設定	第107期株主総会は2018年5月16日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2016年5月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版の作成を実施しております。
その他	株主総会では、VTRによる営業報告の実施等のビジュアル化により、株主さまにとってわかりやすい総会運営に取り組んでおります。株主総会終了後には、IRの観点から、経営方針の報告会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、基本方針、情報開示の基準、情報開示の方法、IR自粛期間について公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家さま向けの会社説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに代表者、IR担当役員による説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	英文アニュアルレポート作成のほか、IRサイトの英文版を作成し、各種資料を英文化し国内と同一時間で公表しております。また、四半期ごとに、海外投資家向けのテレフォンカンファレンスを実施しており、また国内で実施される海外投資家向けのカンファレンスにも定期的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、株主通信等の掲載に加え、決算説明会の音声配信をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	ディスクロージャー専任部署として、経営企画部にIRグループを設置しております。(電話043-212-6733)	
その他	国内・海外投資家や証券アナリストの方々を対象とした個別ミーティングを実施しております。また、国内及び海外のモール見学会等を随時実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客さまをはじめとするステークホルダーとの良好な関係を築いていくために、グループ各社・従業員が共有すべき日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」に規定。

環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティレポート「未来の報告書」を年1回発行。ホームページには、「未来の報告書」とともに、各ショッピングモールの環境パフォーマンスやCSR活動の状況も掲載。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動規範や環境方針、情報開示規定、内部統制規定等により、ステークホルダーへの情報提供に関する方針を定めている。
その他	<女性の活躍の方針・取り組みに関して> 当社では、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備やキャリア形成支援に取り組んでいます。 当社のビジネスモデルでは、女性の考え方や目線が非常に重要と考えており、女性役員の積極的な登用を検討しております。2018年度は、女性役員として、取締役2名(内、社外取締役1名)、社外監査役2名を選任しました。管理職への登用状況は551名中136名と、24.7%の女性社員が管理職(マネージャーを含む)として活躍しております。 女性が働きやすい企業を目指し、当社では育児休暇、産前産後休暇などの取得において法定を上回る対応により、2007年に厚生労働省の次世代育成支援「くるみん」を取得しました。 また、子育てをしながら働く従業員が保育時間等の理由により勤務が制限されることなく継続して活躍できるよう、自らの働き方を選択できる環境整備を目的として、「イオンゆめみらい保育園」の設置を進めております。2018年2月末現在で20ヶ所(イオングループに設置している「イオンゆめみらい保育園」6施設の他、従業員の保育利用について一般の保育事業者と当社が提携した2施設を含む)への設置が進んでおり、今後も、当社モール内保育園の設置を進めていく予定です。出産・育児にあたる従業員のスムーズな復職、子育てをしながら働く従業員の活躍支援等、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでまいります。 当社は、従業員自身がそれぞれのライフステージに合った働き方ができる環境であるようにダイバーシティ経営を推進しており、特に女性の活躍促進を目的とした社内推進組織としてダイバーシティ推進グループを設置し、取り組みを進めています。 当社は、2016年4月1日から全面施行した「女性活躍推進法」に基づく認定企業に与えられる「えるぼし」マークを取得しました。「採用」「継続」「就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5項目全てにおいて基準を満たし、「えるぼし」3段階の最高ランクを取得しました。 また当社は、上場企業の中から、業種ごとに、女性が働き続けるための環境整備を含め、女性人材の活用を積極的に進めている女性活躍推進に優れた上場企業企業として、経済産業省と東京証券取引所が共同で選定、発表している「なでしこ銘柄」に2年連続で選出されました。 今後も、「日本一女性が働きやすく活躍できる会社」「日本一女性が働きたい会社」の実現をめざし、女性の活躍推進に向けた取り組みを進めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

業務執行取締役又は使用人がその職務の執行をするにあたり必要とされる決裁書、会議議事録その他の文書を当社の社内規程に従い作成します。

作成した文書は、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。また、それら記録の管理については、「文書管理規則」に定められた主管部門が社外漏洩を防止します。

(2) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長、各本部の責任者を担当取締役とし、事業の継続と人命の安全を確保するための体制と環境を整えます。

当社グループは、危機の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的とした「経営危機管理規則（リスクマネジメント規程）」を策定し、リスクの減少及び被害の低減に努めます。また、リスク項目ごとに主管部門を定め、当社グループ全体の損失の危険を管理することを通じて、ブランド価値の毀損防止はもとより、企業価値の向上にも努めて参ります。

緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、「経営危機管理規則（リスクマネジメント規程）」に基づき適切な情報伝達及び意思決定を行い、被害を最小限に止めるなどの的確な対応を行います。

当社グループのリスク管理を担当する機関として管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題、対応策の審議を行うとともに、リスク管理委員会の議事については、社長の諮問機関として常務取締役以上の取締役、常勤監査役及び社長が指名する者で構成される経営会議に報告します。また、重要な案件については、取締役会に報告します。

内部監査担当部門は、リスクマネジメントの実効性を高めるべく、「内部監査規則」に基づき、内部監査を行います。

(3) 当社取締役及び当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「子会社取締役等」という。）の職務執行の効率性を確保する体制

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、社長決裁以上の当社グループに重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関しては経営会議にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。

業務執行については、予め定められた「職制管理規則」、「業務分掌規則」、「権限規則」、「決裁伺い規則」、「関係会社管理規則」により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化します。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、取締役会にて子会社を含めたグループ中期経営計画、年度経営目標及び予算配分等を承認し、四半期ごとに、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況を検証するとともに、その他重要な情報について報告を受けます。

(4) 当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重視し、イオングループの行動規範である「イオン行動規範」を遵守します。

当社は、管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設け、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の審議を行うとともに、コンプライアンス委員会の議事については、経営会議に報告するとともに、重要案件については、取締役会に報告します。

通報者に不利益が及ばない内部通報窓口として、当社は、ヘルプライン・イオンモール「人事110番」を設置します（当社労働組合においても「組合110番」を設置）。また、子会社には、当社の仕組みに準じたヘルプラインを設置します。このヘルプラインに報告・通報があった場合、担当部門はその内容を精査して、違反行為があれば社内規程に基づき必要な処置をしたうえで、再発防止策を自ら策定し、又は当該部門に策定させて全社的に実施させるとともに「コンプライアンス委員会」に報告します。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社と当社の利益が実質的に相反する恐れのある取引や親会社と競業関係に立つ取引については、経営会議にて、その取引内容の詳細について審議したうえ、取締役会の承認を得てから実施します。

子会社含むグループ各社との取引についても、取引を実施する担当部門は当社の利益を害さないよう市場価格に基づいた適正な条件により取引を実施します。価格決定にあたっては、客観的な評価が可能なものについては第三者による評価書等の資料を取得し、判断に必要な情報を取締役会及び経営会議に提出します。

また、子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、当社は、子会社に対し、当社が定める「関係会社管理規則」に基づき、子会社の毎月の業績、決算その他当社が必要とする事項につき、経営会議への報告を義務付けます。

内部監査担当部門は、当社及び子会社の業務が適正に運営されているか、「内部監査規則」に基づき、当社及び子会社の監査を実施し、「内部監査報告書」にて、社長及び常勤監査役に報告します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の補助使用人を、監査役会との協議のうえ、人選し配置します。

補助使用人は取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとします。

また、補助使用人の人事評価については監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役会の事前の同意を得るものとします。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、当社の監査役に報告するための体制としては、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等は、監査役が参加する取締役会もしくは経営会議にて報告します。

また、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査役会に速やかに報告します。

当社又は子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等、監査役及び使用人に周知徹底します。

(8) 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から会社法388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規程に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとし

ます。また、担当部門は毎期この支給に必要となる予算措置を講じるものとします。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査担当部門は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせるなどして監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

コンプライアンス経営の徹底、企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応し、排除することが企業の社会的責任であることを認識しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 万一反社会的勢力による不当請求があった場合には、個人的対応は行わず、民事及び刑事の法的対応を含め、外部専門家や捜査機関とも緊密な連携を構築し、組織的対応をしています。

(2) 「(財)千葉県暴力団追放県民会議」に加盟し、平素から警察、防犯協会等と緊密に連携して、反社会的勢力に関する情報収集に努め、各事業所を含めた全社的な情報を担当部門に集約して、社内啓蒙活動をしています。

(3) 「取引管理規則」に基づき、取引先が反社会的勢力との関わりがないか調査し、反社会的勢力の排除を徹底しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。

1. 情報開示の基本方針

当社は社長を議長とし、取締役を中心とした各部門の責任者を委員とする「イオンモールCSR(コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ)会議」にて、法令

遵守に加え、企業倫理、環境保全、社会貢献に関する行動規範、基準を策定し、コンプライアンス体制の整備・拡充を推し進めるとともに、有価証券の発行者として、株式市場に信頼されるディスクロージャー体制を確立することが、重要な責務と認識し、投資者の認識に立った適正、公正、迅速な情報開示態勢の構築に取り組んでおります。

2. 適時開示体制の概要

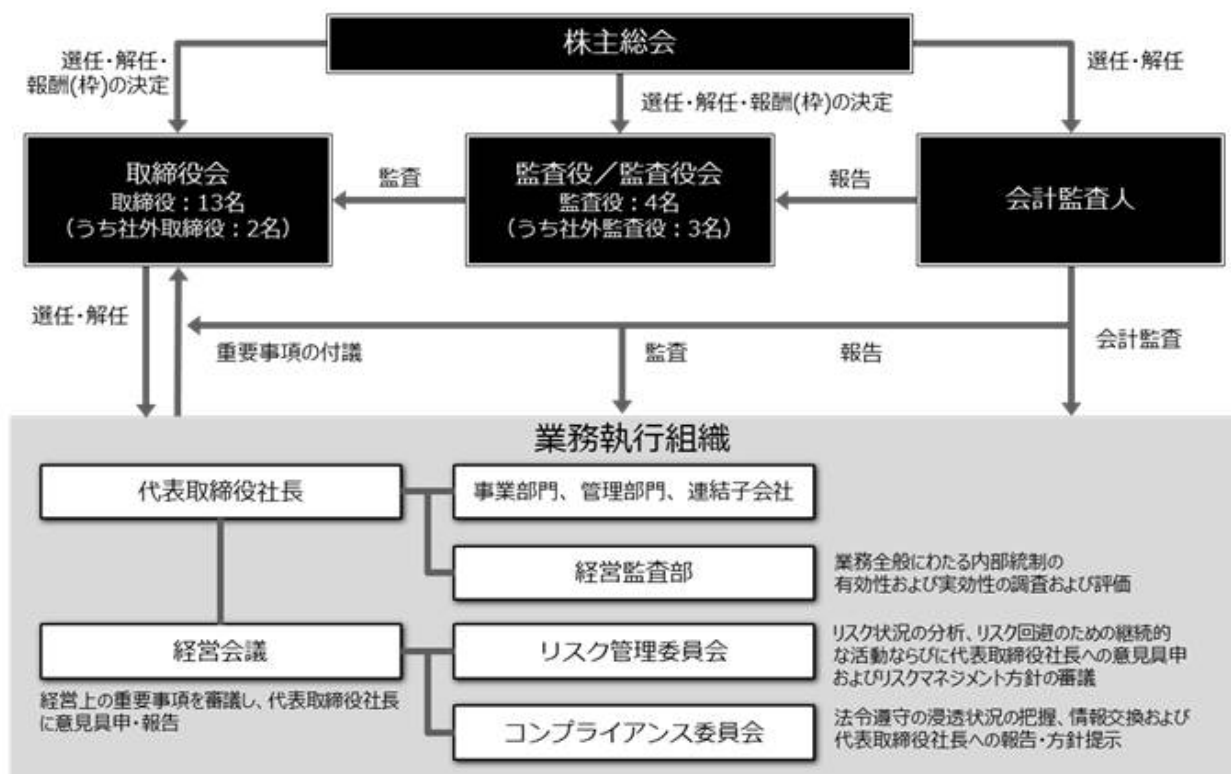
当社では、「内部情報管理および内部取引規制に関する規則」を制定し、内部情報の管理、内部情報の公表基準を定めており、重要な経営情報については、経営会議での審議を経て取締役会に付議・報告を行い、公表の具体的な時期・方法を決定しております。緊急な場合は、これを代表取締役が決定することとしております。

また、「情報管理規定」を制定し、重要な経営情報については、取締役会に付議・報告を行った上で情報取扱責任者である担当役員の指示の下、開示を行うこととしております。また、決算に関する情報については、正確性を担保するため、「情報開示委員会」を設置し、開示書類の点検・審査を行い、取締役会に付議・報告を行った上で適時開示を行うなど、社内開示体制の充実を図っております。また「危機管理規則」を定め、重大な自然災害、事件・事故等の発生については設置される対策本部の指示に基づき、情報開示を行うこととしております。

上記の社内開示体制のもと、広報部、および経営企画部にIR担当を配置して、会社情報の証券取引所に対する適時開示業務を執行させる他、関係法令に定める開示手続きを行い、報道機関への同一情報の提供とともに、当社ホームページ上にも同一資料を掲載しております。また、適時開示規則等に該当しない情報を開示する場合も、当社ホームページやメディア等を通じて、できるだけ公平に適時開示の趣旨を踏まえ、当該情報が伝達されるよう努めております。

コーポレート・ガバナンス組織図

2018年5月21日現在



【適時開示体制 模式図】

